

**会社よ！15人もそろえて
「立証の機会がない!?!」との
泣き言はおかしいぞ！**

鈴木一幸さん労働審判は第1回期日にて終結

12月15日、名古屋地方裁判所において、名古屋運輸区分会組合員の鈴木一幸さんが労働審判に申し立てた件で、第1回目の労働審判期日が開催されました。この労働審判は、会社が鈴木さんに対して、ミスをお口に恣意的な日勤教育と試験の行い、駅に配転させた事は不当であるとして、鈴木さんが申し立てていたものです。

この申し立てに対し会社は「立証の機会と方法が保証されていない」「事件が大きく、労働審判では適正な審判は無理」として訴訟へ移行する旨の異議申し立てを行い、労働審判委員によってこれが認められ労働審判は終結しました。

労働審判制度とは、個別的労使紛争を迅速かつ比較的安価に現実に即して柔軟に解決することを目的とした制度です。訴訟のような知識や技術は必要なく、訴訟に疎い素人にとって非常に利用しやすい制度であるといえます。また、この制度は期日3回以内で結論が出され、迅速に問題解決ができる制度なのです。

しかし、「労働審判委員会は、事案の性質上、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判を行うことなく労働審判事件を終了させることができるものとする」となっており、全てが労働審判だけで解決する訳ではありません。

今回の件では、会社の主張を労働審判委員会が受け入れたため終結となりましたが、会社は答弁書において、鈴木さんの申し立てた「恣意的な日勤教育」の内容には一切答えず、NFBの取り扱いを長々と訴え、あたかも専門的な印象を与えています。

また、弁護士を含め15人をそろえて用意周到に第1回期日に臨んできました。膨大な資料も持っています。立証の機会や方法は十分あります。会社の異議申し立て理由は労働審判を妨害するためのものでしかありません。

残念ながら労働審判は終結しましたが、私たちはこれからも理不尽な事や、職場で起こった問題を解決するため、いっそう奮闘します。職場の声を代表して訴え続けます。